

知っていますか。ヤングケアラーのこと

～あなたは一人じゃない～ 問い合わせ先／保健福祉センター内子育て相談課 ☎53-6101

ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。子ども自身がやりたいことができないなど、自身の権利が守られていないと思われる子どもがいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

※出典 こども家庭庁

愛知県ヤングケアラー実態調査

参考

「世話をしている家族がいる」と回答した子ども

- 小学5年生 6人に1人(16.7%)
- 中学2年生 9人に1人(11.3%)
- 高校2年生(全日制) 14人に1人(7.1%)

ヤングケアラーとお手伝いは一緒ではありません

年齢や成長段階に見合った家族のケア、お手伝いは、子どもの思いやりや責任感を育みます。しかし、ヤングケアラーは年齢や成長段階に見合わない負担・責任を負い、日常的に家事や家族の世話などを行っています。

お気軽にご相談ください

児童の皆さんへ

家庭のことや自分のことで悩んだら、お気軽にご相談ください。皆さんの不安や悩みをお聞きし、良い方向に進むようお手伝いします。**相談内容の秘密は守られます。**

周囲の大人・関係者のかたへ 周りの皆さんが気付くことが大切です

ヤングケアラーは、家庭内のことなので問題が表出しにくく、周囲に把握されにくいという特徴があります。身近にいる子どもなど、「ヤングケアラーかもしれない」と感じたら、子育て相談課に情報をお寄せください。

相談先

- 24時間子供SOSダイヤル(文部科学省) ☎0120-0-78310
- こどもの人権110番(法務省) ☎0120-007-110
- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783
- こども・子育て相談 ☎53-6102

ヤングケアラーの詳細は、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

